

広野河事件のついで

A Study of the Hironokawa Incident

山田 昭彦¹

Akihiko Yamada¹

岐阜県博物館

はじめに

「飛山濃水」のことがあらわすように、美濃を読み解くキーワードとして、河川の問題は欠くことができないものである。美濃における治水の歴史について文献を確認すると、奈良、平安時代前期にまで遡ることができる。ここでは、九世紀半ば、美濃国・尾張国間で係争となり、当時の政府においても、大きな問題として認識された治水にかかわる事件、いわゆる広野河事件について考察することとしたい。¹

一 事件の経緯

広野河とは、古代における「木曾川」の一部地域の呼称であり、その流れは美濃と尾張の国境を画す役割を果たした。今回取り上げる地域は、美濃側は、各務郡から厚見郡にかけて、尾張側では、中嶋郡、丹羽郡、葉栗郡にかけての、いわば木曾川の中流域にあたる。本稿では、濃尾地域における古代史の一つの問題としてこの事件をとりあげることとする。まず、『日本三代実録』貞観七年（865）十二月甲戌条からその状況を確認することとする。（以下出典を明示しない資料は、いずれも『日本三代実録』国史大系本による。）

◆廿七日甲戌。尾張國言。昔廣野河流。向美濃國。當于斯時。百姓無害。而頃年河口壅塞。惣落此國。每遭雨水。動被巨害。望請。掘開河口。令趣舊流。太政官處分。依請。

（二）からは、かつて美濃側に流れていた広野河の河道が塞がり、尾張側に流路を変えたこと。そのため大雨のたびに尾張では大きな被害が発生したこと。こうした状況下で、尾張国は政府に広野河の旧河道への復旧（美濃側河道の掘開）を求め、それに対して、政府は許可を与えたことが確認できる。

この頃の尾張国の水害についてみると貞観八年（866）四月条に、

◆七日辛巳。（略）尾張阿波兩國風湧。百姓飢饉。借貸尾張國正稅稻六万束。阿波國八万束。以救民弊也。

とあり、貞観七年（865）に台風が尾張、阿波を襲い飢饉が発生、尾張では、救民のため正税六万束の貸付が実施された。河川をめぐる問題は、尾張国にとって当時解決すべき喫緊の課題となっていた。

しかしその翌八年（866）七月、この工事を巡って各務郡大領各務吉雄、厚見郡大領各務吉宗が工事現場を襲撃し、尾張側郡司が負傷、中嶋郡役夫磯部逆麻呂たち三人が射殺されるといった事件が発生した。

◆九日辛亥。先是。尾張國言。奉太政官處分。掘開廣野河口。令趣舊流。而美濃國各務郡大領各務「吉務」吉雄。厚見郡大領各務吉宗等。擧兵衆步騎七百餘人。襲來河口。毆傷郡司。射殺役夫。河水添血。野草齧膏。成功將畢。有此相妨。至是。太政官下符美濃國司備。河流利害。兩國爭論。彼此相持。歷代無施。於是重遣詔使。与兩國司。相共勘定。更復朝議。審其得失。下知兩國。令其掘開。而暨于功役已發。作事稍成。多興兵仗。傷人流血。雖云郡司之無狀。抑亦國吏之不允。靜而言之。理當自然。宜早令掘開。又擧興兵衆。法禁是重。而數過七百。害及殺傷。須禁固亂首吉雄等。兩國司相共録死傷人數。依實言上。

ここからは、次のようなことを読み取ることができ。

1、貞觀八年（866）七月九日以前に、尾張国が解文を提出し、各務郡大領各務吉雄、厚見郡大領各務古宗が、歩兵、騎兵あわせて七百人以上を率いて広野河「掘開」の工事現場を襲撃し、尾張側の郡司を負傷させ、役夫を射殺したことを報告。

2、1の報告を受けて太政官は、美濃国司に向けて、感情を露わにしつつ、次のような命令を下した。

治水問題は、両国にとって長年の係争であり打つ手がなかった。このたび詔使、両国司と重ねて協議、結果を中央に持ち帰り朝議し、両国に工事を下知した。その工事が完成しようとしたところで、美濃側の郡司によって軍事行動がおこされ流血の事態に至った。今回の事件については「郡司之無狀」は言うまでもないが、「国吏之不弁」であると国司らを叱責。工事の再開並びに律令に背いた両郡司を「禁固」し、死傷者の人数を報告するよう指示した。しかし、その十日余り後の七月廿日壬戌条では、尾張国司に対して次の通り工事の暫時停止を指示。ここからは、事態が好転していないことがわかる。

◆廿日壬戌。下知尾張國司。暫停堀開河口之事焉。

こうした命令を中央政府が下した背景は、その後続く、七月廿六日条から明らかである。

◆廿六日戊辰。先是。尾張國言。美濃國各務郡大領各務吉雄。厚見郡大領各務古宗等作乱之後。未經幾日。擧人夫數百人。斫壞倉。流失河水。連積沙石。埋塞河口。古雄等引百餘騎。往還河邊。欲發附近之兵。糾彼逆乱之由。恐鬪爭起自掘河之論。遂至兩國接刃之隙。因停堀開。伏待戡下。中嶋郡人礮部逆磨等三人。身從堀河之役。同爲古雄所射殺。是日。太政官下知美濃國司。推糺吉雄等之犯過焉。

すなわち、先日の「作乱之後」、間もなく各務郡大領各務吉雄、厚見郡大領各務古宗らが人

夫数百人を率いて、工所用倉庫を破壊して川に流し、土砂を運んで美濃側への流れを「埋塞」した。吉雄らは百余騎を率いて河辺を巡廻。これ以上ことを荒立てることは「兩國接刃」の危機にあるので工事は停止したい。こういった尾張国司からの報告並びに要望から、射殺された人物は中嶋郡役夫礮部逆磨たち三人であることがわかる。これを受け、政府は、同日美濃国司に対して、吉雄等の犯罪行為に対する「推糺」を下知したのである。

これらの記述をみると、事件の報告はすべて尾張国からあげられており、美濃国からの報告は正史には収載されなかった。これは、『日本三代実録』を編纂した段階で、太政官符や尾張国からの解文をもとに修史がおこなわれたことを意味する。理由としては、内容的に美濃国側の報告には、尾張国解を超えるものがなかったか、事態への対応を拱き報告がなされなかったためであろう。

広野河本流の流路変化が尾張国郡司にもたらしたものは、水害の問題に加え、新たな本流によって、自らの国郡支配の分断につながる問題でもあった。こうした状況の下、工事現場を取り仕切っていたのは、尾張国郡司であり、農民の差配にあたっていたと考えられる。関係を整理すると、閉塞された美濃側への流れが尾張国郡司によって「掘開」されたのであるが、この場合工事場所の中心は広野河右岸の美濃側であった。中央政府からの命令があったとはいえ、広野河を挟んだ隣国である尾張国が自国の農民を使役（雑徭）ないしは雇って（雇役）おこなった美濃国側にも及ぶ河道の「整備」が、美濃側の郡司層を刺激したことは十分に考えられる。

この時代の全国的な動向としては、延暦十一年（792）辺要の地を除き諸国の軍閉制が廃止され、国毎の兵庫、鈴、藏および国府等は、郡司の子弟から選ばれた健児によって守衛されることとなった。これ以降、律令制を特色づけた軍政分離の体制は解体に向かい、地方豪族が公然と武装化する方向に道を開いた。今回取り上げた広野河事件も、九世紀以降頻発した、郡司富豪層による、国司等への対棹の具体例の一つとしてみることでできよう。⁵⁾

二 事件の前身

この地域における水をめぐる問題は、記録を留める限りにおいても、この事件より前の奈良時代後期から、繰り返えされていることが確認できる。『続日本紀』神護景雲二年（769）八月条には

◆甲辰。尾張國海部。中嶋二郡大水。賜尤貧者殺人一斗。

とあり、奈良時代後期には尾張国海部、中嶋両郡に被害を及ぼした洪水が確認される。このような窮状に対して、律令政府は翌九月、次のような対応を行った。

◆壬申。尾張國言。此國与美濃國界。有鵜沼川。今年大水。其流没道。毎日侵損葉栗。中嶋海部二郡百姓田宅。又國府并國分二寺。俱居下流。若經年歲。必致漂損。望請。遣解工使。開掘復其舊道。許之。〔続日本紀〕

ここでも、訴えの主体は尾張国である。ここでは、河の名称は鵜沼川とあるが広野河と同じ一河川と考えてよい。尾張国は、葉栗・中嶋・海部郡の道、百姓田宅の被害があり、このまま放置すればその下流にある国府や国分寺・国分尼寺に被害が及ぶことは必至の状況であると訴え、鵜沼川の旧河道への復旧、解工使派遣を訴え、政府は「許之」している。広野河（鵜沼川）の乱流は時代を超えて繰り返され、両国にとって大きな問題（二兩國爭論 彼此相持。歴代無施）となっていたことがわかる。

律令国家において、河川管理は民部省の所管事項であった。『令義解』職員令民部省条には次の記載がある。

民部省管寮二

卿一人。掌諸國戸口戸籍。賦役。孝義。優復。蠲免。家人。奴婢。橋道。津濟。渠池。山川。

藪沢。諸國田事。（略）

その中で道橋以下の解釈として、「其道橋以下。藪澤以上。唯據地圖。知其形界。至於檢勘。不更開涉。」の一文がある。また『令集解』釈も「橋道以下藪澤以上諸句、皆如云地圖也、不涉檢校也」といい、穴記も「以國圖勘知也」との見解を示している。また、『令義解』宮繕令近大水条にも次の記載がある。

凡近大水。有隄防之處。國郡司以時檢行。若須修理。每秋收訖。量功多少。自近及遠。差人夫修理。若暴水汎溢毀壞堤防。交為。人患者。先即修營。不拘時限。應役五百人以上者。且役且申。若要急者。軍団兵士。亦得通役。所役不得過五日。〔令義解』宮繕令）

これらの内容からは、河川管理は、民部省の所管であるがそれは地図上の管理に留まり、堤防の補修等、現地における実際の河川管理は国郡司の責務とされていたことがわかる。そのため、広野河のように国境を画す河川の場合、その管理は容易ではなく現実的な対応が難しい状況が生じていた。事態は尾張、美濃両国間の調整では解決策を見いだすことができず、問題は国家による調整が必要な状況であった。

三 事態が動いた理由

それでは、何故貞観八年（866）に事態が動いたのであろうか。その理由として貞観七年（865）正月 太政大臣家令從五位上菅野弟門が尾張介に補任されたことがあげられる。弟門は、斉衡二年（855）、貞観元年（859）にも尾張国司（尾張介）としてその地位が確認され、現地の事情に通じていた。貞観七年には、本官は藤原良房家の家令であることから、尾張介は遙任であるが、実力者に直結し事情にも精通した人物の補任によって、長年動かなかった状況が動いたと考えられる。翌年一月には、「從五位上行太政大臣家令兼尾張介菅野朝臣弟門爲大掾。家令如故。」とあり、近江大掾への遷任が確認できるため、その任期

は一年に過ぎないが、菅野弟門の尾張介への再任は、この問題の大きな転機となった。

本稿では、事態の変化をもたらした人物として、菅野弟門に加え、笠弘興の存在の可能性を指摘したい。菅野弟門が尾張介に再任される二年前の貞観五年（863）二月尾張権介笠弘興が民部少輔に任じられている。笠弘興は、その前年の貞観四年（862）正月に上佐守から尾張権介に遷任していた。民部省は前に述べたとおり、河川の把握をおこなうことを職掌としており、笠弘興がその第二次官に就任したということは、尾張国の抱えていた状況は、所管の官司である民部省にもつぶさに伝えられていたと考えられる。笠弘興は、その後遠江守を経て貞観六年（864）にも民部少輔に再任されており、その経歴からしても、いわゆる地方行政に通暁していたことがわかる。

四 美濃守 源頼（みなもとのひいづ）

それでは事件発生当時の美濃側の国司を確認しよう。

貞観八年（866）正月の史料に、「従五位上行民部少輔源朝臣頼爲美濃守。従五位下行式部大丞藤原朝臣飽永爲介。」とある。美濃国の守・介とともに、工事が開始後に補任された面々であった。ちなみに、源頼についても一年さかのぼり、貞観七年（865）正月の叙任記事を見ると、「従四位下行中務大輔輔世王爲民部大輔。散位従五位上源朝臣頼爲少輔。」とある。この記事からは、広野河の治水をめぐる事態が動く中、源頼は河川の把握をおこなう民部省のいわば第二次官に前述の笠弘興のあとをおう形で補任され、美濃・尾張の河川問題をめぐる状況を所管する立場であったことが確認できる。

太政官が「国吏之不弁」と美濃国司を叱責した背景には、広野河に関する状況把握をおこなった上で任じた源頼が在地の状況に手を拱いていることへの苛立ちをあげることができよう。ここで、源頼についてももう少し考察することとしたい。源頼は、嵯峨天皇一世（孫）であり、父は承和十一年（844）から仁寿四年（854）にわたり議政官の首座として左大臣や皇太子傳を歴任した源常であった。源自身は、貞観元年（859）正月刑部少輔から

伊予権介に補任、同二月備前介、同十一月備前守（任従五位上）といったいわゆる「上国」の国司を歴任した上での美濃守補任であった。源頼は、この事件ののち、貞観九年（867）正月に信濃守に遷任している。⁷

また、源頼が信濃守に遷任したのち、同二月新たに右近衛少将藤原山陰が兼官（少将如元）の形で美濃守となった。しかし藤原山陰は明らかに遙任であり、中央政府が美濃国側の政治的動揺に対して積極的に介入する姿勢は見受けられない。また、事件当時の尾張国の国司名はわからないが、同じく九年（867）正月の人事で守に古備全継、介に大中臣岡良が任命されている。また、美濃国側では、介の藤原飽永、権介の御春豊宗の姿は、これ以降確認できない。このことに関しては、事件直後、貞観九年（867）正月の人事で美濃・尾張の守・介の交替により事件全体が処理された可能性が指摘されている。⁸

事件の当事者で、この後も正史の一齣として登場するのは、美濃守源頼と美濃権守滋野安成である。⁹ 滋野安成は、貞観七年（865）三月に刑部大輔から美濃権守に補任され、貞観十年（868）六月に卒するまでその地位にあった。¹⁰

源頼が信濃守に遷任された後も政治的な命脈を保った背景には、嵯峨源氏の二世代であり、第一世代である、源信、源融たちが現役の議政官であったことに加え、源頼の兄弟であった源興の存在を指摘したい。『公卿補任』源興は貞観八年（866）十二月蔵人頭に任じられ、十一年（869）病により解官されるまでその任にあたっており、当時政権の中枢にいたことが確認できる。『蔵人補任』

この後の源頼の足跡は、『日本三代実録』にみられる叙任記事等からたどることができる。貞観十四年（872）には、藤原良房の薨去に際して、雅楽頭として、左右兵庫の監護にあたった。その後、元慶二年（878）には、大和守から但馬権守に任ぜられ、翌三年（879）在任のまま卒（従四位下）したことが確認できる。位階が緩やかに上昇する中、主として地方官を歴任し続けたことに、広野河事件の影響があったのかどうかを確認することはできない。

五 民部卿 伴善男

貞観八年（866）当時、広野河事件とほぼ同時期に、中央政界を震撼させる大事件が発生していた。

◆（閏三月）十日乙卯。夜。應天門火。延焼棲鳳翔鸞兩樓。

◆（八月）二日乙亥。左京人備中權史生大初位下大宅首應取告大納言伴宿祢善男。右衛門佐伴宿祢中庸等同謀行火燒應天門。

『日本三代実録』にみられるこれらの記事が、いわゆる応天門の変に関する直接的な記録である。ここでは、その中心人物とされた、伴善男とそれを取り巻く政治状況を見ることにしたい。

伴善男は、参議伴國道の第五子。仁明天皇の知遇を得て昇任を重ねた。承和十三年（846）右少弁として法隆寺僧善愷訴訟事件に関わり、左大弁正躬王をはじめ弁官五名を弾劾、失脚に追い込み、法務に優れた官僚として名を馳せた。承和一五年（848）参議に補任（任従四位下）され、中納言を経て、貞観六年（865）に大納言に補任されている。また、貞観元年（859）十二月民部卿に補任され、同八年（866）応天門の変で失脚するまで、およそ七年間にわたり民部卿を務めた。多くの卿が皇親勢力によって占められるいわば名譽職か収入源であるのに対して、民部卿は、実務官僚出身者が卿を務めた行政上重要な地位であった。伴善男は、「忿劇」といわれた民部省の責任者として、事務手続きの簡略化や義倉未進防止政策を推進するといった業績が確認できる。¹¹

『日本三代実録』の中で、応天門の変に関連した記述の中で、

貞観之初。與左大臣源朝臣信有隙。數年之後。誣告大臣謀爲反造。殆欲陷害其後犯大造之罪。

（貞観八年九月二十二日条）

とあり、貞観のはじめ、すでに伴善男と源信の間には対立が存在したことを記す。また、源信の薨伝には、次のような一文がみられる。

貞観六年冬先是。大納言伴宿祢善男与大臣相忤。漸積嫌隙。至是有投送書曰。大臣与中納言源朝臣融。右衛門督源朝臣勤等。兄弟同謀。欲作反造。令時世嗽々。善男乘此。顯言曰。大臣欲爲不善既有先聞。今飲章如此。可謂其反有端矣。至于七年春。以大臣家人清原春瀧爲日向掾。左馬少属土師忠道爲甲斐權掾。左衛門府早部遠藤爲肥後權大目。皆是便於據鞍引弓者。雖似獎擢。實奪大臣之威勢也。（貞観十年閏十二月二十八日条）

ここには、伴善男による源信やその弟源融、源勤との対立や、源信の家人のうち武術に優れたものを、拔擢と称して地方官へ転出させるといった行為がなされたとの指摘がみられる。源信を頂点とする嵯峨源氏に対し、法務官僚としての実績を基盤とする伴善男の対立姿勢は強まっていた。そんな中、発生した広野河事件では、美濃国守は源信の甥にあたり、数か月前までは、民部卿―民部少輔としてこの問題を認識、対応した源頼であった。こうした状況を考えて「国吏之不弁」と美濃国司を叱責した背景に「民部卿」としての伴善男らの姿があり、嵯峨源氏出身者に対する叱責と捉えられるのであろうか。何れにしても、広野河事件と並行するように展開した応天門の変の混乱の中、広野河事件はその処置が図られることなく、結局うやむやの形で決着したとみる位置づけは首肯することができる。¹²

六 源頼と伴善男

次に、民部卿伴善男と源頼との関わりをみることにする。二人の間には、二度にわたり役職上直接の上下関係が確認できる。一度目は、貞観元年（859）正月から二月まで、源頼が伊予権介として補任されるが、その時伴善男は参議・皇太后宮大夫で伊予権守を兼官していた。また、前述のとおり貞観七年（865）正月から翌八年（866）正月まで、源頼は民部少輔として、伴善男は民部卿（大納言兼官）としてその姿がみられ、同一官司の中での上下関係が確認できる。また、任官に関わる記事ではないが、『日本三代実録』には、次のような興味深い記述が確認できる。

貞觀元年十二月廿七日戊申条

太政官論奏言。前越後守從五位上伴宿祢龍男令從者公弥侯廣野等。毆殺書生物部稻吉。前者稻吉向太政官。告訴守龍男犯用官物。故殺之狀下刑部省。令斷龍男罪。省稱會恩赦。直從放免。(中略)刑部大丞正六位上藤原朝臣飽永。少録從七位下秦忌寸秋野。前少輔從五位上源朝臣頴。大録從七位上布瑠宿祢道永等從大丞丹墀眞總言。放出罪人。(中略)帝特降優詔曰。龍男。宗繼。及左馬寮官人等所犯。年遷時變。人物改易。飽永等罪。成白眞總。情有可矜。官申優曲。並從原宥。但刑部大丞正六位上兼中判事丹墀眞人眞總確執非法故縱罪人。仍官當解任。嗣岑王依先斷官當免爵。

ここに登場する前越後守・從五位上伴龍男は、伴善男と兄弟の関係であり、伴龍男の「故殺」に対して穩便な処分がとられた背景に伴善男の影響力があつた可能性が指摘されている。¹³ この資料からは、源頴は、刑部少輔として伴龍男の「恩赦」に関わつたことが確認できる。¹⁴ このようにみえてくると、両者の関係は、二度にわたる直接の上下関係、紀龍男の釈放と三度にわたり直接の関わりをもつたことが指摘できる。原信やその弟たちとの対立が高まる中、源頴と伴善男との間には、むしろ接点を見いだすことができるのである。

七 その後の各務氏の行方

『類聚符宣抄』康保二年(965)美濃國司解に次のような記載がある。

美濃國司解 申請 官裁事

請被以前出羽權大目正六位上各務勝利宗越次補任管各務郡大領秦良實死闕替状

右謹檢案内、件郡大領良實、以去月十一日、其身死去、方今件郡、調庸租税、多勝他郡、并濟輸貞、常有事煩、少領雖存、其身受性脆弱、臨時面墻、衰老殊甚、已拙公務、若大領非其人者、恐致雜務之擁滯、今件利宗、譜弟(弟)正胤、累代門地、爰身雖任他國之主典、猶有

廻堵之志為百姓之父母、仍年來之間、試用擬任、天性清廉、民庶推服、郡領之任、尤在件人、謹案格條、郡司之選、依國定者、譜弟(弟)之輩拜任諸國主典已上之後、依國解文、越次補任大領之例、不可勝計、望請官裁、同准傍例、以件利宗、越次被補任大領良實死闕替、弥令濟郡務、仍録事狀、謹解

康保二年二月十七日 正六位上行大目上毛朝臣公光

正五位下行守高階真人良應

從四位上行左中弁源朝臣保光傳宣、左大臣宣、奉勅

以前出羽權大目各務利宗、宣依國解文越次補任美濃國各務郡大領秦良實死闕之替

右少史坂合部以方仰

ここでは、各務郡大領秦良實の死去に伴い、美濃國司は前出羽權大目正六位上で擬任郡司であつた各務勝利宗を正式に同郡大領に補任させたい旨、解文の提出を行っている。この資料からはこれまでも、広野河事件は、各務氏に対して決定的な打撃を与えることはなかつたとの考察¹⁵がなされているが、ここで注目すべきは「譜弟(弟)正胤、累代門地」の一文である。同様の表現は、『類聚符宣抄』応和三年(963)尾張國司解で、海部郡大領に尾張宿祢是種を推挙した際、「是種、譜弟正胤、変代門地」とあり、在地における譜弟の有力者を國司が推挙する際の一般的な表現であることが確認できる。また、「廻堵之志為百姓之父母」といった在地との関わりを強く印象付ける内容となっており、広野河事件から約百年を経た、十世紀中ごろにおいて、各務郡における各務氏の地歩は揺るぐことのない在地勢力であつたことが確認できる。

八 結語

ここまで、先学の優れた研究をたどりながら史料の確認をおこなった。その中で新たに考えられることをあげると、

- 1 広野河事件は主として広野河の美濃国側で発生している。その背景には尾張国主体の流路変更工事に対する美濃国側郡司の強い反発があげられる。
- 2 工事が決定された背景には、民部省を軸に、美濃国司、尾張国司の姿をみることでできる。太政大臣（藤原良房）家家令で尾張介であった菅野弟門の存在に加え、尾張権介であった笠弘興の役割が窺えることを指摘したい。

- 3 事件当時、美濃守であった源頼の政治的立場は、嵯峨源氏の第二世代の出口に加え、民部卿を長く務めた伴善男との関わりが窺える。広野河事件で「国吏の不弁」と叱責されながらも政治的な命脈を断つことなく、その後も正史においてその動静が確認できる背景としては、応天門の変の発生で事件への対応が「うやむやになった」ことに加えて、諸勢力との均衡を図りつつ政治的な立場を保とうとした源頼の姿がみられる。

- 4 広野河事件から約百年を経た十世紀中ごろにおいても、各務郡における各務氏の地歩は、「譜弟（弟）正胤、累代門地」と記されており、揺るぐことのない在地勢力であったことが確認できる。

本稿では以上四点について考察をおこなった。

2012年1月から2月にかけて、岐阜県博物館の講師派遣事業として「各務原市歴史研究会」、「ヒストリー各務野会」において二度の講演を実施した。その講演の後、おこなった受講者との討議から多くのご教示や課題を得た。本稿はそこでいただいた課題に対しておこなった、ささやかな考察である。考察の機会をいただいた両会参加者の方々には、改めてお礼申し上げたい。

注

- 1 広野河事件の先行研究として、次の文献があげられる。

亀田隆之（一九六六）『人文論究 12（2）』関西学院大学 のちに『日本古代用水史の研究』（一九七三・吉川弘文館） 所収

野村忠夫（一九七二）『岐阜県史 通史編古代』岐阜県

（一九八〇）『古代の美濃』教育社

（一九八六）『各務原市史 通史編 自然・原始・古代・中世』各務原市

佐藤宗諱（一九七七）『平安前期政治史序説』東京大学出版会

清田善樹（二〇〇二）『研究ノート 濃・尾国境の川』（東海の古代①『美濃・飛驒の古墳とその社会』同成社）

古墳とその社会』同成社）

早川万年（二〇〇四）『戦場としての木曾川の役割』（『木曾川学研究』創刊号）木曾川学研究協議会

川学事始』木曾川学研究協議会

- 2 榎原雅治（二〇〇八）『中世の東海道をゆく 京から鎌倉へ、旅路の風景』中公新書

榎原は、中世の旅行記の記述を詳細に検討している。それによれば、南北朝期には、木曾川の主流は足近川（境川の分流）であり、現在の木曾川はをよび川（及川）と呼ばれた。この川が「両国境の大河」といわれるのは、一六世紀末まで下るとする。表題の通り中世に限定されているが、中世の「東海道」ひいては美濃国の河川史を考える上でも示唆に満ちた考察になっている。

3 工事箇所について、清田（二〇〇二）は尾張国葉栗郡内木曾川旧流路の左岸近くと推定する。

- 4 原秀三郎（一九七六）『郡司と地方豪族』（『岩波講座日本歴史3 古代3』のちに『日本古代国家史研究』（一九八〇・東京大学出版会） 所収

5 別表

年代	国名	内容
857年(天安元)	対馬	郡司率いる党類三百人余により国守立野正岑殺害
866年(貞観八)	美濃・尾張	広野河事件(※今回のテーマ)
883年(元慶七)	筑後	掾藤原近成や前掾、目、富豪層の群盗百余人により国守都御西射殺
884年(元慶八)	石見	郡司百姓による国権守上毛野氏永襲撃拘禁し、国守の印と国衛正倉の鍵を奪つて介忍海山下氏則に渡す

- 6 野村(一九七二)
- 7 美濃守から信濃守への遷任について野村(一九七二)は、左遷的な性格の可能性を指摘する。
- 8 野村(一九七二)
- 9 野村(一九七二)は、讃岐国香川郡百姓闘殺事件に関する裁可『日本三代実録』貞観八年十月二十五日条)から、国司の処罰に関し、遙任と赴任では処分に明確な差があるとし、源頼について美濃国へ赴任したととらえている。
- 10 事件後滋野安成に対する処分(異動)のみが認められないこと、刑部大輔から美濃権守へ転任、位階が従五位上と守である源頼と同等であることなどを考えると、滋野安成は遙任であると考えられる。
- 11 佐伯有清(一九七〇)『伴善男』吉川弘文館
- 12 亀田(一九七三)、ただし、讃岐国香川郡百姓闘殺事件に関する裁可『日本三代実録』貞観八年十月二十五日条)をみても、応天門の変の発生によって、政府が地方政治に関して機能停止に陥っていたわけではない。
- 13 佐伯(一九七〇)
- 14 この史料では、事件当時美濃介であった藤原朝臣飽永も正六位上刑部大丞として登場している。
- 15 野村(一九七二)

